那珂川市指定袋への広告掲載の取扱いに関する要領

（趣旨）

第 1 条　この要領は、那珂川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 19 年条例第 11 号）第 24 条第 1 項に規定する市長が指定したごみ袋（以下「指定袋」という。）へ広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（広告掲載の範囲）

第 2 条　指定袋に掲載する広告は、那珂川市広告事業実施要綱（平成 18 年要綱第 23 - 1 号、以下「要綱」という。）第 4 条第 1 項各号及び那珂川市広告掲載基準（平成 18 年基準第 1 号）に定めるもののほか、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 特定の意見（環境負荷の低減並びに一般廃棄物の減量及びリサイクル推進に関するものを除く。）の主張又は特定の個人の宣伝を主たる目的とする広告

(2) 通信販売及び訪問販売に関する広告

(3) 不動産の売買、賃借等に関する広告（国、政府関係機関その他公共団体に係るものを除く。）

(4) 求人広告に類する広告

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めた広告（広告の規格等）

（広告掲載の指定袋）

第 3 条　広告を掲載する指定袋は、市長が指定する。

（広告掲載の位置）

第 4 条　指定袋において広告を掲載する位置は、市長が指定する。

（広告掲載の募集）

第 5 条　市長は、要綱第 6 条の規定による広告の募集方法として、本市の発行する広報紙等により、毎年度期間を定めて指定袋への広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）を公募するものとする。

2　前項の場合において、公募に応じることができる者は、第 8 条第 2 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号に掲げる者（それぞれ抽選にもれたものを除く。）にあっては、那珂川市内に本店、支店、営業所等を有するものとする。

3　第 1 項の規定にかかわらず、市長は、第 8 条第 2 項第 1 号に掲げる者で、

那珂川市内に本店、支店、営業所等を有するものに対して、広告の掲載の申込みに係る案内をすることができる。

4　広告の掲載を希望する者が募集枠に満たないときは、市長は、第 8 条第 2 項第 3 号及び第 4 号に掲げる者（それぞれ抽選にもれたものを除く。）で、那珂川市内に本店、支店、営業所等を有するものに対して、広告の掲載の申込みに係る案内をすることができる。

5　前項までの規定に関わらず過去に掲載実績のあるものに対して、広告の掲載の申込みに係る案内をすることができる。

（申込数の制限）

第 6 条　同一の団体が同種類の指定袋への掲載を申し込むことができる広告の数は、1 回の募集につき 1 件とする。

（広告掲載の申込み）

第 7 条　広告掲載希望者は、那珂川市指定袋広告掲載申込書（様式第 1 号。以下「申込書」という。）に掲載しようとする広告の原稿を添えて、市長に提出しなければならない。

（広告掲載の決定方法）

第 8 条　市長は、申込書の提出があったときは、添付された広告の原稿が、第 2 条に規定する掲載することができる広告（以下「掲載広告」という。）に該当するかを審査するものとする。

2　掲載広告の数が募集枠を超えない場合は、当該掲載広告の掲載を決定するものとし、掲載広告の数が募集枠を超える場合は、次の各号に掲げる順番によって掲載広告の抽選を行い、掲載する広告を決定するものとする。ただし、各号に該当する者がいない場合は、次の回の抽選を行える者に対する抽選を行うものとする。

(1) 第 1 回目の抽選を行える者　財団法人日本適合性認定協会によって認定された審査登録機関が発行したＩＳＯ14000 シリーズの認証を取得している者又は財団法人地球環境戦略研究機関持続性センターによってエコアクション 21 認定・登録事業者に登録された者又はこれらに準ずる環境マネジメントシステムの認証登録制度において指定の審査登録機関によって登録事業者に登録された者

(2) 第 2 回目の抽選を行える者　国、政府関係機関その他公共団体及び第 1 回目の抽選にもれた者

(3) 第 3 回目の抽選を行える者　公共交通機関、ガス事業者、電力会社、新

聞社、放送局（テレビ、ラジオ等)、銀行、信用金庫、信用組合、農業共同組合その他これらに類する者及び第２回目の抽選にもれた者

(4)　第 4 回目の抽選を行える者　前各号に掲げるもの以外の企業、自営業者、その他掲載する広告として市長が適当であると認めた者及び第３回目の抽選にもれた者

(5) 第５回目以降の抽選を行える者　その回より前の抽選にもれた者

3　前項の場合において、抽選を行うときは、１回の抽選で１件の募集枠に対する掲載する広告を決定するものとする。

（広告掲載の決定等）

第 9 条　市長は、前条の規定により、掲載する広告を決定したときは、その結果を広告掲載希望者に那珂川市指定袋広告掲載決定通知書（様式第２号）により通知するものとする。

2　前項の規定により広告の掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長の指定する期日までに、掲載しようとする広告の版下を提出するものとする。

（広告掲載の取消等）

第 10 条　市長は、広告掲載の取消を決定したときは、その結果を広告掲載希望者に広告掲載取消通知書（様式第３号）により通知するものとする。

（広告審査）

第 11 条　市長は、指定袋に掲載する広告の可否を決定する場合において、疑義が生じた場合は、要綱第 14 条の規定に基づく那珂川市広告審査委員会（以下「委員会」という。）に意見を求めることができる。

（広告掲載料）

第 12 条　広告の掲載料は、那珂川市が１会計年度の予算で作成する指定袋への広告１点につき、別表に定めるとおりとする。

（広告掲載料の納付）

第 13 条　広告主は、前条に定める広告の掲載料を市長の定める期日までに、那珂川市指定の納付書により、一括前納するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

（広告掲載料の変更）

第 14 条　市長は、特に必要があると認めたときは、第 12 条に定める広告掲載料の額を変更することができる。

（広告掲載料の還付）

第15条　既納の広告の掲載料は、還付しない。ただし、次の各号に掲げるいずれかに該当したときは、その一部又は全部を還付することができる。

(1) 広告主の責めに帰すことができない事由により広告の掲載することができなくなったとき。

(2)　掲載しようとする広告の版下原稿を市長に提出する前に、広告主が掲載の申込みの取下げを申し出た場合で、市長が正当な事由があると認めたとき。

（補則）

第16条　この要領に定めるもののほか、必要な事項に関しては、要綱の規定による。

附　則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附　則

この要領は、平成21年3月1日から施行する。

附　則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

別表（第 11 条関係）

指定袋の種類		広告規格（大きさ）	基準箇所数	掲載場所	広告掲載料（1 箇所当たり）
家庭系ごみ袋	可燃ごみ袋（大）	縦　60 mm 横 350 mm	3 箇所	袋本体 中央部分	400,000 円以下
	可燃ごみ袋（中）	縦　80 mm 横 250 mm	1 箇所	袋本体 中央部分	200,000 円以下
	再資源化ごみ袋（大）	縦　60 mm 横 350 mm	2 箇所	袋本体 中央部分	200,000 円以下
家庭系 事業系 ごみ袋	可燃、不燃及び再資源化ごみ袋の全て	縦 150 mm 横　90 mm 以内	1 箇所	袋梱包用帯部分	300,000 円以下

備考

広告の掲載に使用する色は、指定袋本体の場合には当該指定袋で使用する文字等と同様とし、それ以外は広告主の版下色を基本とする。